

# 回 覧

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、認定こども園等を利用するお子さんの

## 保育料が「無償化」になります

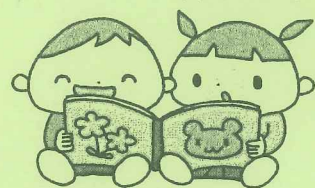
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

### 【対象者】

◆3歳～5歳児(年少・年中・年長)のお子さん

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

◆3歳未満(0歳～2歳児)の住民税非課税世帯のお子さん



### 【無償化の対象】

◆保育料

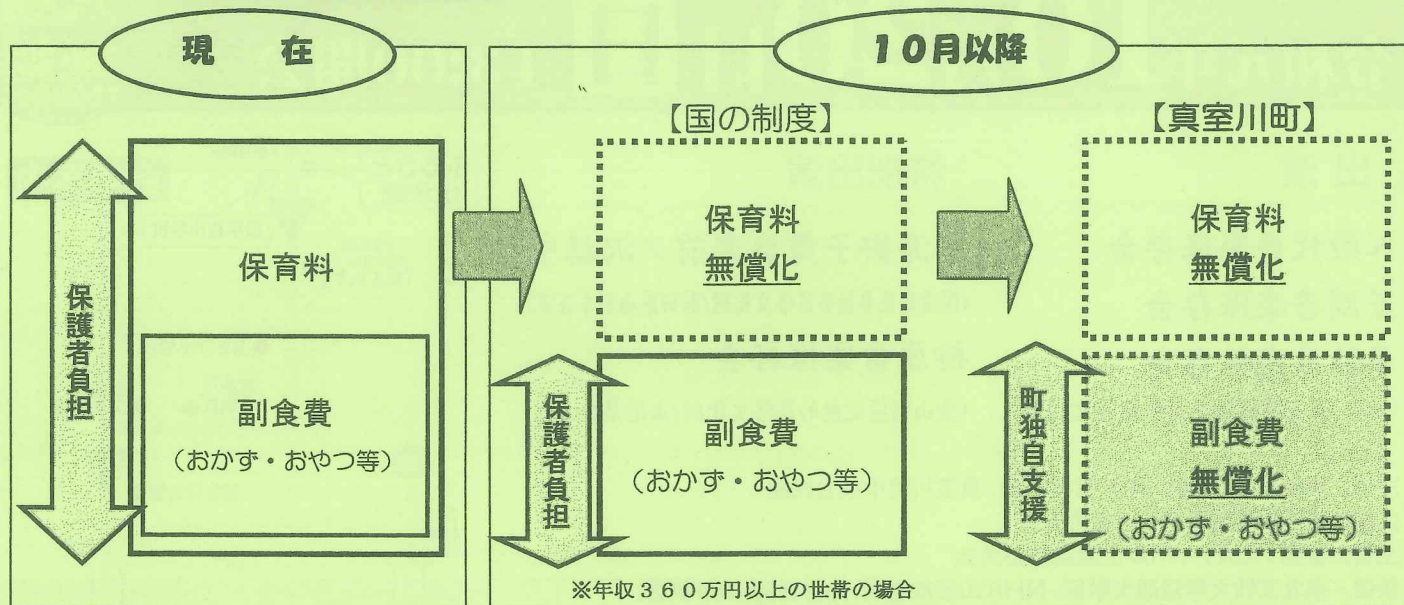
◆副食費(おかず・おやつ等)

真室川町では「独自の子育て支援事業」として、収入に関係なく3歳～5歳児(年少～年長児)の全てのお子さんの副食費を無償化します。

※ただし、行事費や延長保育の利用料などは、これまでどおり保護者の負担になります。



※国の制度では、同時入所の第3子以降を除く年収360万円以上の世帯のお子さんの副食費は保護者負担となっています。



### 【お問い合わせ先】

担当：真室川町教育委員会 教育課子育て支援係  
電話：0233-62-9288

裏面もご覧ください